

香取市総合計画及び総合戦略策定支援業務委託

公募型プロポーザル募集要領

令和8年4月

香取市総合政策部企画政策課

1 業務の概要

(1) 目的

香取市では、平成30年度から令和9年度までを計画期間とする第2次香取市総合計画を策定し、「豊かな暮らしを育む 歴史文化・自然の郷 香取 ～人が輝き 人が集うまち～」を将来都市像として、その実現に向けてまちづくりを進めてきたところであり、計画の期間が終了することから、次期総合計画を新たに策定する必要がある。

また、令和5年度から令和9年度までを計画期間とし、第2次香取市総合計画 後期基本計画と一体的に策定した第3期香取市まち・ひと・しごと創生総合戦略についても計画期間が終了することから、次期総合戦略を併せて策定する必要がある。

次期総合計画及び次期総合戦略の策定等に当たっては、市を取り巻く外的状況を適切に把握するとともに、内的状況を踏まえ、たうえで香取市ならではの施策を盛り込んでいく必要がある。施策を裏付ける地域分析と、分析結果に基づく目標管理型の計画策定を実現するための支援体制が整ったコンサルタント業者を選定するため、本業務を実施する。

(2) 業務名

香取市総合計画及び総合戦略策定支援業務委託

(3) 優先交渉権者選定の方式

優先交渉権者選定の方式は、公募型プロポーザル方式とする。

(4) 業務内容

「香取市総合計画及び総合戦略策定支援業務仕様書」のとおりとする。ただし契約時における仕様書は、優先交渉権者との協議に応じて変更する場合がある。

(5) 業務規模

業務に係る委託料は、32,540,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とし、各年度の限度額は次のとおりとする。

令和8年度 20,123,000 円以内

令和9年度 12,417,000 円以内

(6) 委託期間

業務委託の期間は、契約締結の日の翌日から令和10年3月24日までとする。

(7) 発注者・事務局

発注者 千葉県香取市

事務局 香取市総合政策部企画政策課 担当：高岡・金田・田口

〒287-8501 千葉県香取市佐原口2127番地

電話番号 0478-50-1206（直通）

電子メール seisaku@city.katori.lg.jp

※本プロポーザルに係るメールを送付する際は、件名冒頭に【総計プロポ】を付すこと。

2 プロポーザルへの参加資格

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本業務のプロポーザル提案書類提出日前6箇月以内に手形、小切手を不渡りした者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所

からの再生手続開始決定がされていないもの。

- (5) 本業務の公告日において、令和8年度～令和9年度香取市入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては、香取市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成18年香取市告示第113号）に基づく指名停止措置又は香取市契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年香取市告示第149号）に基づく入札参加除外措置を公告日から受注予定者を特定する日までの間、受けていないこと。
- (6) 国税（法人税及び消費税・地方消費税）及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 令和3年度以降（過去5年間）、地方自治体から市町村総合計画、総合戦略又はこれに準ずる計画等（以下、市町村総合計画等という。）の策定業務を受注し完遂した実績を有すること。
- (8) 経営状況及び経営規模において本業務の履行に支障がない単体法人であること。
- (9) 仕様書で定める業務委託について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び発注者の指示に柔軟に対応できること。

3 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期日
募集開始	令和8年4月22日（水）
質問受付期間	令和8年4月22日（水）～4月30日（木）
質問への回答	令和8年5月8日（金）
提案書類の提出期限	令和8年5月22日（金）
1次審査結果の通知	令和8年5月29日（金）
追加書類の提出期限	令和8年6月12日（金）
2次審査	令和8年6月16日（火）（予定）
2次審査結果の通知（公表）	2次審査の翌日以降
契約協議及び契約書締結	令和8年6月下旬

※ スケジュールは、都合により変更する場合がある。

4 本件に関する質問及び回答の方法等

本件に関し質問がある場合は、以下により行うものとする。

ただし、質問は本プロポーザルの提案書の作成及び提出に必要な事項に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

- (1) 提出様式 質問書（様式1）による。
- (2) 提出場所 本要領1の(7)に定める事務局に電子メールで提出すること。
※提出後、事務局に対し受信の確認をすること。
- (3) 提出期限 令和8年4月28日（火）午後5時
- (4) 回答方法 提出された質問に対する回答は、令和8年5月8日（金）までに質問者名を伏せて香取市ホームページにて公表する。

5 提案書の提出

提案書の提出は、以下のとおりとする。

- (1) 提出期限 令和8年5月22日(金) 午後5時 必着
- (2) 提出場所 本要領1の(7)に定める事務局へ提出すること。
- (3) 提出物 (5)のデータ式及び印刷物9部(正本1部のみ押印。残りの8部は複写可)
- (4) 提出方法 データ…事務局あて電子メール
※大容量ファイル転送サービス(データ便等)を利用し提出すること。
印刷物…持参(土・日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時まで)
又は郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。)

(5) 提出書類

①参加表明書(様式2)

②参加者概要(様式自由)

団体名、設立年月日、所在地、技術者数、業務概要、経営規模、経営状況、連絡先(担当者氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス)を必ず記載すること。また、パンフレット等を添付すること。

③業務実施体制(様式3)

④配置予定者の業務実績(様式4)

業務経歴等は、令和3年度以降(過去5年間)に担当した市町村総合計画等の策定支援業務の全てについて記載すること(その業務経歴等に総合計画策定支援業務がある場合にあっては、対象計画等の名称(基本構想、基本計画等)を明確に記載すること。)

加えて、市町村総合計画等の策定支援業務以外の計画策定業務実績や、現在の従事業務について主なものを記載すること。

⑤参加者の業務実績(様式5)

ア 契約書の表面等、業務内容が確認できる書類(写し)を添付すること。

イ 令和3年度以降(過去5年間)に請け負った市町村総合計画等の策定支援業務の実績を記載すること。

⑥基本姿勢書(様式自由)

本件業務の実施に際して、基本的な取組姿勢及び方針を記載すること。

⑦企画提案書(様式6 提案書本体の様式は自由)

仕様書の記載内容に基づき、計画策定に関する書類を作成すること。

⑧工程表(様式自由)

事務局が現時点で想定しているスケジュールを加味すること。

⑨見積内訳書(様式7)

年度別及び業務内容のそれぞれについて、内訳がわかるように見積もること。また各参加者所定の見積書を添付すること。

⑩香取市の現状レポート及び課題(様式自由)

香取市を取り巻く外的状況、国県等の動向、香取市の地域分析及び分析結果等について根拠を明示したうえでまとめ、それに対する香取市ならではの課題等をレポートとして提出すること。

※ 本レポートは、1次審査に合格した参加者のみ、令和8年6月12日(金)までに提出すること。

⑪その他

提案書類全体に関して、基本的にA4サイズ片面での作成とするが、必要に応じてA3サイズでの作成も可とする。また、枚数制限は設けないが、プレゼンテーションにも使用することから端的にまとめること。

令和8年度～令和9年度香取市入札参加資格者名簿に登載されていない者は、次のア～エの書類を添付すること。

ア 定款

イ 登記事項証明書(全部事項)

ウ 国税(法人税及び消費税・地方消費税)及び地方税の納税証明書又は滞納のないことがわかる証明書

エ 直近年度の決算書の写し

6 選定審査

選定審査は、「香取市総合計画及び総合戦略策定支援業務委託業者選定審査会」を設置し、以下のとおり実施する。

なお、本プロポーザルへの参加者が1者のみであっても審査を行うものとする。

また、2次審査における評価点が審査員合計持ち点(合計500点)の6割に満たない参加者は、優先交渉権者に選定しない。

(1) 資格審査

提出された書類に基づき、「2 プロポーザルへの参加資格」を満たしているか審査する。

(2) 1次審査

本業務の1次審査は、以下のとおり実施する。

① 1次審査の審査方法

1次審査は、「5 提案書の提出 (5) 提出書類」に基づく書類審査を実施する。「(1) 資格審査」の通過者が3者を超えた場合、1次審査結果から最大3者を2次審査の対象として選定する。また、資格審査通過者が3者以下だった場合は、1次審査を実施の上、2次審査を実施する。

② 1次審査結果の通知

資格審査及び1次審査結果の通知は、令和8年5月29日(金)までに参加者へ電子メール及び郵送で通知する。

(3) 2次審査

本業務の2次審査は、以下のとおり実施する。

① 追加書類の提出

2次審査の対象となった参加者は、「5 提案書の提出 (5) 提出書類 ⑩香取市の現状レポート及び課題」を、令和8年6月12日(金)までに事務局に提出するものとする。提出方法は「5 提案書の提出 (3) 提出物 (4) 提出方法」のとおりとする。

② 2次審査の審査方法

2次審査は、プレゼンテーションにより実施する。

ア 実施予定日

令和8年6月16日(火) ※時刻及び会場は、別途電子メール等で通知する。

イ 説明時間等

プレゼンテーションは1者ずつ行い、説明20分、質疑20分の計40分程度とする。

ウ プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションの内容は「5 提案書の提出 (5) 提出書類」に基づくものとし、資料の追加配付は認めない。ただし、発注者が追加書類の提出を求めた場合はこの限りでない。

エ 説明者

説明は配置予定者のうち主担当者または担当者が行うこととし、出席者は4人以内とする。

オ その他

説明時は、事務局が用意するモニター（型番 SHARP PN-HW861）及びHDMIケーブルを使用することとし、データを格納したPC等発表に必要な物品を持参すること。なお、不測の事態に備え、提出されたデータ一式を格納したPCを事務局で用意する。

7 評価項目等

本審査は、以下により評価する。

評価項目	着目点	評価割合	
		1次審査	2次審査
① 会社の業務実績	本要領で求める業務の実績があり、良好な支援体制が見込めるか。	10/50	—
② 実施体制、配置予定者の能力並びに実績	実施体制の手厚さ及び配置予定者に期待できるか。特に自治体業務に精通し会議運営を円滑に進められるか、また各種指標を正確に読み解く統計スキルを保有しているか。	10/50	30/100
③ 取組姿勢及び企画提案	支援への意気込みが見て取れ、国県等の動向を踏まえた、仕様書に基づく提案がなされているか。	20/50	30/100
④ 香取市の現状レポート及び課題	現状分析の内容、分析根拠の正確性、香取市ならではの課題が、具体的かつ一貫性のある構成となっているか、それぞれ評価する。	—	30/100
⑤ 見積書	要件を満たす参加者の 最低見積額 ————— ×10 提案者の見積額 ※ 小数点以下切捨て	10/50	10/100

8 優先交渉権者の選定

審査会において評価を行い、2次審査結果において最高点を獲得した参加者を業務の優先交渉権者として選定する。

なお、最高得点者が複数となった場合は、審査会において議決を行い、優先交渉権者を選定する。

9 審査結果の通知・公表

- (1) 審査結果については、2次審査対象者に電子メール及び郵送で通知するとともに、業務の優先交渉権者を香取市ホームページで公表する。
- (2) 審査及び審査結果に係る問い合わせには応じない。
- (3) 審査結果に関し異議を申し立てることはできないものとする。

10 契約協議及び契約

上記8により選定された優先交渉権者と業務内容及び契約金額等について協議し、協議が整ったときは、速やかに契約を締結するものとする。

なお、協議が整わない場合、2次審査の評価が上位の者から順に同様の協議を行うものとする。

る。

11 その他

- (1) 提案書の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は、その一切を参加者の負担とする。
- (2) 提案書及びレポートの著作権は、参加者に帰属する。ただし、香取市情報公開条例の対象となることに留意すること。
- (3) 参加者から提出された書類は、返却しない。
- (4) 参加表明書及び提案書等の提出後、参加を辞退する場合は、任意の様式にて書面により申し出ること。
- (5) 次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、失格とする。
 - ア 本プロポーザルへの参加資格を満たさない者
 - イ 虚偽の内容を記載した者
 - ウ 特段の理由なく書類提出やヒアリング等の時間に遅れた者又は出席しなかった者
 - エ 複数の参加表明書及び提案書を提出した者
 - オ その他、審査会が不相当と認めた者